

## 保育士等宿舎借上支援事業

保育事業者が借り上げる宿舎に、雇用する保育士等（市内施設で勤務する場合に限る）を入居させる場合、月額69千円を上限として宿舎借りに要する費用（賃借料、共益費（管理費）、礼金に限る。）の3/4を補助する。

### <補助要件>

- 対象施設に勤務する保育士等のうち、事業者における雇用期間の累計が**5年**を超えない者を補助対象とする。
- ※ただし、保育業務に携わる時間が週30時間未満の者や、施設長または事業者の役員の職にある者は除く。
- 保育士等が借上げ宿舎に入居している期間が補助対象。保育士等の居住実態が無い場合は対象外。
- 保育士等が住宅手当又はこれに類する補助金等の支給を受けている場合は対象外。
- 原則1人1回まで（他自治体での利用も含む）

★申請期限：**2月末日**✂

□初年度、2年目以降共に2月末日までに申請。  
(年度の最初に補助対象経費が発生する月が3月の場合のみ3月末日まで)

(イメージ図)

